

令和5年度における創業支援策の実施状況について

団体名	野田市
-----	-----

資金調達支援(補助金・助成金)					
事業名	内容・支援対象	補助上限額、補助率	申請時期	問合せ先	URL
野田市開業育成資金補助金	創業に係る融資を受けている融資利子及び信用保証料を補助するもの	<p>利子に係る補助金は、融資利率から年0.5%を控除した率(1.5%を限度)を融資金額に乗じて得た額。</p> <p>信用保証料に係る補助金は信用保証料の額。ただし、次に掲げる融資金額の区分に応じて、融資金額に次に定める率を乗じて得た額を上限とする。①融資金額が50万円以下の場合年0.55%。②融資金額が50万円を超え200万円以下の場合年0.80%。③融資金額が200万円超の場合は年0.90%。</p> <p>なお、補助期間は運転資金なら5年以内、設備資金なら7年以内</p>	<p>交付の申請は市長が指定する日。またこのほかに、毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子及び信用保証料について、翌年1月20日までに返済状況や信用保証料の実質負担額を証明する書類を添付して実績報告をすることが必要。</p>	野田市役所商工労政課 電話04-7123-1085	https://www.city.noda.chiba.jp/iigvousha/yuu-shi/1000159.html
野田市空き店舗等活用補助金	市内に3月以上店舗として使われていない空き店舗もしくは6月以上現に利用されていない住宅・事務所・倉庫を借りて小売業か飲食業、サービス業その他の事業で出店する方に、事業を始めた翌月から3年間の賃借料(来客用の駐車場の賃借料を含む)及び出店に係る改修費用を補助するもの	<p>賃借料補助…1年目は補助対象経費の1/3以内(4万円を限度) 2年目は補助対象経費の1/4以内(月額3万円を限度) 3年目は1/6以内(月額2万円を限度)。</p> <p>改修補助…補助対象経費の1/3以内(1店舗に1回限りとし、40万円を限度)</p>	<p>店舗等の賃貸借契約後6か月以内(開業翌月から3年間で賃借料補助対象期間であるため、受付期間内に手続きをしても、補助を受けられない期間が発生する場合がありますのでご注意ください)。</p> <p>またこのほかに改修に関しては、改修費支払い後、賃借料に関しては、交付決定を受けた年度の3月31日までに領収書の写しなどを添付して実績報告をすることが必要。</p>	野田市役所商工労政課 電話04-7123-1085	https://www.city.noda.chiba.jp/iigvousha/1007430/1035477.html